vi　アサヒオプティカルに対して有する更生債権（ただし、アサヒオプティカルの更生計画第３章第３節２⑴②に基づく弁済分を除く。）
vii　小野ホールディングスに対して有する更生債権及び共益債権
viii　ワシ商事株式会社、小野管財株式会社、湯船原開発株式会社、浜口通販株式会社、エクセル株式会社、オーエム有限会社、三岡産業有限会社、株式会社サンレジャー、ガリバーズ・トラベル・エージェンシー株式会社、有限会社バンリ総研、株式会社バイコム、株式会社京都アスレチック・クラブ、高橋正光、法水裕貴及び竹内一雄に対する債権

⑵　承継する債務

①　共益債権

管財人と前田工繊との間で締結したスポンサー契約に基づき分割新会社が負担すべき共益債権等及び後記⑶の契約等に基づき発生する共益債権

②　未確定更生担保権

別表６「未確定更生担保権及びそれに伴う更生債権一覧表」記載の未確定更生担保権

③　確定更生債権

各更生債権者が有する確定更生債権のうち、第３章第３節２⑴②に定める総対象債権に下記更生債権承継割合を乗じた額の部分（１円未満切り上げ。以下、承継対象となる確定更生債権を「本件承継更生債権」という。）

更生債権承継割合＝前記⑴記載の資産の本件効力発生日における時価から前記①及び②の債務額を控除した残額（残額が０円未満の場合は０円とする。）÷第３章第３節２⑴②記載方法で計算した総対象債権額

⑶　承継する契約等

①　高輪小野ビル（東京都港区高輪２丁目15番21号所在）に係る賃貸借契約及びこれに関連する契約一式

②　高輪小野ビルに係る工事請負契約及びその他同ビルに係る受発注契約一式

③　前記⑴②の不動産に係る賃貸借契約及びこれに関連する契約一式

⑷　その他

ホイール事業に関係のない資産、債務及び契約上の地位であって、分割新会社が承継することについて本件効力発生日までに前田工繊と管財人が合意したもの

６　分割新会社が更生会社に対して交付する株式等

分割新会社は、新設分割に際して以下の株式を更生会社に交付する。

①　株式の種類：普通株式
②　交付する株式数：１株
③　分割新会社の資本金及び資本準備金に関する事項：
資本金１円
資本準備金の額０円

更生会社は、本件新設分割後速やかに、交付を受けた分割新会社の株式を、分割新会社の設立時取締役に１円で譲渡する。ただし、その後株主となった者に事故あるときは直ちに以下の者に順次当該株式が譲渡される旨を以下の者全員と予め合意するものとする。

上野　　保、髙井　章光、松村　昌人

７　分割新会社の措置

⑴　募集株式の発行

分割新会社は、本件効力発生日から２ヶ月以内に、以下のとおり募集株式を発行する。

①　募集株式の種類：第３章第３節２⑴③に定める種類株式
②　募集株式の数：本件承継更生債権の総額を１株あたりの払込金額で除した数
③　募集株式1株あたりの払込金額：１株あたり１円
④　出資の目的：以下のとおり、金銭以外の財産を出資の目的とする。
ア　財産の内容　本件承継更生債権の全部
イ　財産の価額　本件承継更生債権の合計額
⑤　募集株式と引換えにする出資の目的である財産の給付の期日：本件効力発生日から２ヶ月以内の日で、分割新会社が別途定める日
⑥　増加する資本金及び資本準備金
ア　資本金　本件承継更生債権全部の２分の１相当額
イ　資本準備金　本件承継更生債権全部の２分の１相当額
⑦　募集株式の割当先：本件承継更生債権を有する者

⑵　剰余金の配当

分割新会社は、剰余金の配当を行わないものとする。

⑶　清算手続と残余財産の分配

分割新会社は、本章に定める会社分割により承継した資産及び契約関係の管理及び処分を速やかに行い、適時に解散をしたうえで清算手続において残余財産を分配するものとする。ただし、分割新会社は取締役等（補助者を含む。）に相当の報酬を支払う。

８　清算人の選任

分割新会社が解散したときの清算人は次のとおりとする。

清算人　新保　克芳

ただし、上記の者に事故あるときは、この者に代わり、以下の者が以下の順序に従い就任する。

上野　　保、髙井　章光、松村　昌人

第２節　株主の権利の変更

１　更生会社による全株式の取得と消却

更生会社は、本章第３節の定めに従って発行される募集株式に係る出資の履行がされた日（「募集株式効力発生日」という。）に、更生会社の発行済み株式639万0840株全部を無償取得し、同日、その全部を消却する。

２　資本金の額の減少

⑴　更生計画認可後の資本金の額の減少

更生会社は、その資本金の額10億円のうち９億円を減少する。ただし、その減少の効力は、更生計画認可決定日において生じる。

⑵　スポンサーからの出資時における資本金の額の減少

更生会社は、前記⑴の資本金額の額の減少をした後の資本金の額１億円全額を減少する。ただし、その減少の効力は、募集株式効力発生日において生じる。

⑶　スポンサーからの出資後における資本金の額の減少

更生会社は、本章第３節の定めによる募集株式の発行により増加した資本金の額15億0750万円のうち14億0750万円を減少する。ただし、その減少の効力は、募集株式効力発生日の翌日において生じる。

３　資本準備金の額の減少

更生会社は、その資本準備金の額24億4599万3540円全額を減少する。ただし、その減少の効力は、募集株式効力発生日の翌日において生じる。

第３節　募集株式の発行

更生会社は、次のとおり募集株式を発行する。

①　募集株式の種類：普通株式
②　１株の払込金額：５万円
③　募集株式の数：６万0300株
④　募集株式と引換えにする金銭の払込期日：更生計画認可決定確定日から１ヶ月以内で管財人が定めた日（ただし、管財人が裁判所の許可を得て異なる日を定めたときは、当該定めた日。）
⑤　増加する資本金及び資本準備金の額に関する事項：
増加する資本金の額15億0750万円
増加する資本準備金の額15億0750万円
⑥　募集株式は、前田工繊に割り当てる。ただし、管財人が裁判所の許可を得たときは同社の完全子会社に割り当てることができる。

第４節　配当の制限

更生手続中は、株主に対する配当を行わない。